

高知県食品加工継続支援事業費補助金（仮称）のフレームイメージ

令和6年1月17日
地産地消・外商課

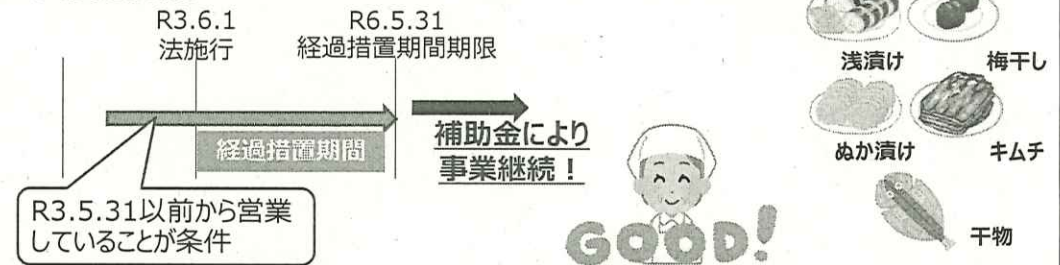
- 全国的な食中毒事案への対策強化を図るため、平成30年の食品衛生法の改正により漬物製造業、水産製品製造業等を新たな営業許可業種に位置づけ。
新たに営業許可業種となった事業者が、事業を継続するためには令和6年5月31日までに営業許可を取得する必要。
- 県内の市町村において、事業者が営業許可を取得するために必要な施設整備や機械器具の購入に係る費用を支援する際、県も協調して支援することで、地域の事業者の生業や産業の下支えを図る。

補助金の概要

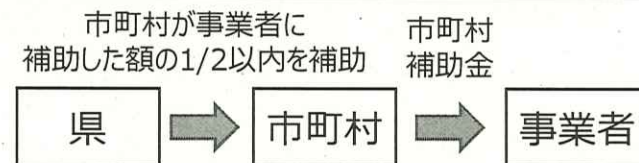
- 補助先：市町村
- 補助率：市町村が補助した金額の1/2以内
- 補助上限額：
個別施設 500千円/件
共同施設 1,000千円/件
※補助下限額 50千円/件
- 補助対象：
営業許可の施設基準を満たすための食品加工施設の整備及び改修、機器導入に係る経費
- 補助要件：
新設された営業許可6業種（漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品小分け業）を営む事業者であること
※法施行（令和3年6月1日）以降、新たに営業を開始する事業者を除く
※国や県の他の補助金等を受けている事業は補助対象外

事業イメージ

- (1) 自宅で漬物を製造する事業者に対して、営業許可の取得に必要な専用調理場の整備費を支援
- (2) 地域住民が共同で漬物を製造するため、営業許可の取得に必要な集会所の改修費を支援
- (3) 魚の干物を製造する事業者に対して、営業許可の取得に必要な機器導入費を支援



補助スキーム



※本補助金は現時点での案であり、今後内容等の変更の可能性があります。